第 5157 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 2月 3日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

# ♤ 遺産分割協議の法定解除

Q：代償債務の不履行による遺産分割協議のやり直しが認められないとする判決があったそうですが、どんな内容だったのですか？

A：次のような内容でした。

【解説】

この事件は、相続人の一人が相続財産のすべてを相続し、その代償として他の相続人に金員を支払うとする遺産分割協議にしたがって申告をしたものの、すべての財産を取得した相続人が代償債務を履行しなかったため、当初の遺産分割協議を解除した上で、遺産分割協議をやり直しして、財産を取得しないこととなった相続人が、更正の請求をしたのに対し、税務署が認めなかったため、その取消しを求めて裁判になったものです。

判決では、遺産分割はその性質上協議の成立とともに終了し、その後はその協議において債務を負担した相続人とそれに対応する債権を取得した相続人間の債権債務関係に係る履行問題が残されるのみと解すべきであるから、その遺産に属する財産の引渡等の不履行があっても、協議全体を解除することはできず、相続人間でのみ解決すべきものとしたうえで、遺産分割協議は共有物の分割協議と異なり、多種多様の財産の集合体からなる遺産の分割を行うものであるため、遺産分割協議の法定解除が認められると、遺産分割の繰り返しを余儀なくされ、その結果、法律関係も複雑になり、法的安全性を害することになるのであるから、遺産分割協議の法定解除は許されないとして、請求を棄却しました。